

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定に係る関係法令等

1. 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	1 ページ
2. 京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則	2 ページ
3. 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程	2 ページ
4. 京都市暴力団排除条例	3 ページ
5. 京都市暴力団排除条例施行規則	4 ページ
6. 京都市市民参加推進条例	4 ページ
7. 京都市市民参加推進条例施行規則	5 ページ
8. 京都市情報公開条例	5 ページ

1 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(平成25年11月15日条例第49号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

別表第1（第2条関係）

（中略）

10 交通局の所管に属する附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

（後略）

2 京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則

（平成25年11月15日規則第65号）

（前略）

第2条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で消防局、交通局又は上下水道局の所管に属するものをそれぞれ消防局長、交通局長又は上下水道局長に委任する。

（中略）

- （2） 分限条例第10条第2項、公有財産条例第14条第2項、指定管理者条例第17条第2項、評価条例第11条第4項、補助金条例第27条第2項並びに附属機関条例第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命に関すること。
- （3） 分限条例第9条、公有財産条例第13条、指定管理者条例第16条、評価条例第11条第2項及び補助金条例第26条に規定する委員会並びに附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
- （4） 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。

（後略）

3 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程

（平成25年11月15日京都市交通局管理規程第5号）

（趣旨）

第1条 この規程は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、学識経験のある者、その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として表決に加わることができない。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高速鉄道部運輸課において行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 京都市暴力団排除条例

(平成24年3月30日条例第45号)

(前略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ 個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

エ 暴力団員がその事業活動を支配する者

- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。
 - (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
 - (7) 公共工事 本市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。
- (後略)

5 京都市暴力団排除条例施行規則

(平成24年8月7日規則第23号)

(前略)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第5号に規定する別に定める者は、次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。

- (1) 暴力団の威力を利用している者
 - (2) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金銭、物品その他の財産上の利益を供与している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超える贈答を行っている者
 - (4) 暴力団員が関与する賭博、無尽その他これらに類する行為に参加している者
 - (5) 暴力団員と共に頻繁にゴルフ、飲食、旅行その他の遊興をしている者
- (後略)

6 京都市市民参加推進条例

(平成15年6月6日条例第2号)

(前略)

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。
- 3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(後略)

7 京都市市民参加推進条例施行規則

(平成15年7月31日規則第44号)

(前略)

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関等の会議（同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。）が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(後略)

8 京都市情報公開条例

(平成14年4月1日条例第1号)

(前略)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (2) 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

- (3) 法人（本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）

その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 本市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

（後略）